

海外移植 薄氷の捜査

臓器あっせん起訴

死体要件突破「ベラルーシル

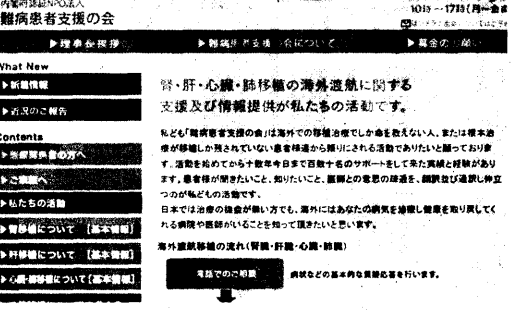
海外での臓器移植の無許可あっせん事件で、NPO法人「難病患者支援の会」（東京）と理事長が20日、臓器移植法違反で東京地裁に起訴された。不透明な海外移植の摘発と起訴はいずれも初めてだ。今後始まる公判を前に、前例のない捜査の舞台裏を探った。（社会部 藤原聖大、中蘭あずさ、本文記事1面）

「国の内外で批判や注目を受けている事案ということも踏まえて、公判請求が妥当だと判断した」。検察幹部は20日、今回の起訴についてそう語った。

捜査の端緒は昨年8月の報道だ。NPOがあっせんしたキルギスでの生体腎移植で、臓器売買が行われた疑いがあることを指摘する内容で、NPOの「実質代表」と表記されたのが、後

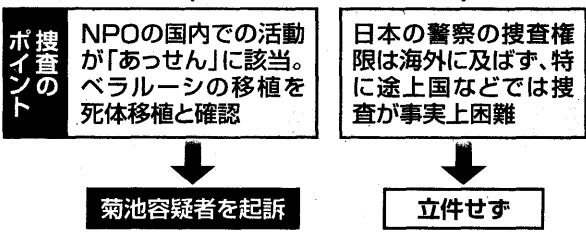
に理事長となる菊池仁達容疑者(62)だった。捜査当局には当初、「移植で健康を取り戻した患者もおり、立件するほどの悪質性があるのか」といった見方もあった。流れを変え

「悪質性」



臓器移植法の規定と捜査のポイント

	第12条 (無許可あっせん)	第11条 (臓器売買)
規定	業として移植用の臓器(死者からの摘出に限る)をあっせんする場合、厚生労働相の許可が必要	臓器の売買やその要求、約束などを禁止。ドナーが生体が死体かを問わず、国外犯規定もあり
法定刑	1年以下の懲役または100万円以下の罰金	5年以下の懲役または500万円以下の罰金



たのは、警視庁の任意聴取に応じた患者らの証言と、押収された菊池容疑者の発言の録音記録だ。

NPOはホームページで「内閣府認証」をうたい、帰国後は大病院で診療を受けられるなどと実態と異なる説明をしていた。録音には「金だけ取ればいい」と患者の命を軽んじるような発言もあった。

さらに、キルギスでは患者1人が一時重篤となり、ベラルーシの移植では2人が術後に死亡していた。警視庁は「放置すべき案件ではない」として、捜査を本格化させた。

適用罪名は、捜査の最大のハードルとなったのは、移植の現場が「1年以下の懲役」などで、臓器売買の「5年以下」より大幅に軽いものの、「ほかに適用可能な罪名は見当たらず

海外であることだ。日本の警察に直接の捜査権限はない。現地当局に「捜査共助」を要請して情報を取り寄せる必要があるが、キルギスなどは途上国で、旧ソ連構成国でもある。

警視庁は、キルギスなどに捜査共助を要請しても、手術の内容やドナー（臓器提供者）への金銭提供などについて十分な情報を得るのは難しいとみて、要請を事実上断念した。

そこで目を付けたのが、臓器移植法で定める「無許可あっせん罪」だ。法定刑は「1年以下の懲役」などで、

臓器移植法で定める「無許可あっせん罪」だ。法定刑は「1年以下の懲役」などで、

は対象外となる。海外での移植で、ドナーが生体か死体かを確認するのは、容易ではなかった。

警視庁は当初、心臓移植のケースを探した。ドナーが死者であることが確実だからだ。だが、NPOに心臓移植の相談をした患者は複数いたものの、実際に移植に至ったケースは少なくとも最近数年間では確認されず、捜査は一時、手詰まりの状態となった。

突破口になったのが、「ベラルーシルート」だ。NPOはベラルーシの国立病院にも患者を案内していた。同国の法律では生体移植は親族間のみ認められており、「国立病院が受け入れ

た外国人の移植は死体移植であることが明らか」（捜査幹部）だった。

菊池容疑者も録音記録でベラルーシの移植は死体移植だと自ら語っていた。また、昨年2月に患者が肝臓移植を受けた際に現地の国立病院が発行した書類に「死体移植」と明記されており、書類に名前が記載された医師が実在することも捜査で確認された。

警視庁幹部は「立件の材料がたまたまそろっただけで、薄氷を踏むような捜査だった。現在の法律では、別の団体が再び海外移植のあっせんを手がけたとしても、次にまた立件できるとは限らない」と打ち明けた。

ルート

ない（捜査幹部）として立件を目指すこととなった。

厚生労働省の通知では、患者の募集や病院との連絡・調整活動などを「あっせん」と定めている。警視庁は、海外での移植でも、国内で患者を募集し、病院への紹介状を作成するなどの活動が「あっせん」に該当すると判断した。

■生体は対象外

だが、無許可あっせん罪は脳死を含む死体からの移植だけが対象で、生体移植

法制度見直し 与野党議論

事件を受け、法制度の見直しに向けた議論が始まっている。事件の背景に、臓器移植法の不備と、国内の深刻なドナー不足があると指摘されているためだ。

同法の不備は、無許可あっせん罪の対象に生体移植が含まれていない点だけではない。無許可のあっせん団体に厚生労働省の調査権限が及ばず、国がNPOなどの活動をこれまで一切把握できていなかったことが問題視されている。

ドナー不足については、過去にも繰り返し指摘されており、日本での移植を待

ちきれない患者が海外へと向かう要因となっていた。日本臓器移植ネットワークによると、2021年の人口100万人あたりのドナー数は日本は0・62人で、米国（41・88人）やスペイン（40・2人）などに比べてはるかに見劣りする。

こうした現状を受け、岸田首相は2月27日、衆院予算委員会で「実効性のある対策を検討する」と答弁している。自民党は今年14日、臓器移植に関する議員連盟の総会を開き、法や制度の見直しに向けて議論する方針を示した。

日本維新の会も、移植支援に関わる団体を届け出制などにして活動を把握できるようにすることや、無許可あっせん罪の罰則強化などについて検討している。厚生労働省は4月から海外移植の実態調査を行う方針で、各党はこの調査結果も踏まえて議論を進める。

臓器移植に詳しい慶応大の磯部哲教授（行政法・医事法）は「今回の立件を機に、法の不備の解消や、臓器提供数の増加に向け、超党派で議論することが不可欠だ」と指摘している。

（社会部 虎走亮介）